**○厚生労働省告示第百八十号**

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項の介護労働安定センターである財団法人介護労働安定センターから、平成二十二年四月五日をもってその事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第十八条第四項の規定に基づき、平成四年労働省告示第六十三号（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第三項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号から第六号までの規定中「文京区大塚二丁目九番二号」を「荒川区荒川七丁目五十番九号」に改め、第七号を削る。

**○農林水産省告示第五百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市早乙女字愛宕久保二九七二、二九七五、二九八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

2　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第三百二十号**

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月五日

国土交通大臣　前原　誠司

表中「広島高速道路1号線」を「広島高速道路」に、「広島県道広島東インター線」を「広島県道広島東インター線、広島県道府中仁保線、広島市道広島南道路のうち広島市南区仁保沖町地先から中区光南南四丁目までの区間、広島市道西一区広島西風新都線、広島市道速安佐南四区広島西風新都線」に改め、広島高速道路3号線及び広島高速道路4号線を削り、同表の備考中「平成十九年九月一日」を「平成二十二年二月一日」に改める。

**○国土交通省告示第三百二十一号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年四月五日

国土交通大臣　前原　誠司

第1　起業者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第2　事業の種類

1　国土交通大臣起業に係る事業

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県世羅郡世羅町大字三尻字大柳地内から同町大字別迫字三ツ石地内まで、同県三次市甲奴町小童字荒井田地内から同市甲奴町小童字三王地内まで、同市吉舎町海田原字南田地内から同市吉舎町敷地字右谷地内まで、同市吉舎町敷地字番匠地内から同市三良坂町長田字福丸地内まで及び同市向江田町地内から同市四拾貫町地内まで）及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う附帯工事

2　西日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道中国縦貫自動車道改築工事（三次ジャンクション（仮称）新設工事）

第3　起業地

1　第2の1に係る事業

⑴　収用の部分　広島県世羅郡世羅町大字三尻字大柳及び字大柳山、大字東上原字杉谷、字大山原、字西原、字高森、字宇根造及び字影政、大字赤屋字幡藤、字垰、字垰ヶ山、字大久保、字広田、字実藤、字上法及び字長者ケ原並びに大字別迫字高山、字砂築、字摺屋、字中草田及び字三ツ石地内

広島県三次市甲奴町小童字荒井田、字湯舟、字大年、字茶ノ原、字垰ケ原及び字三王、吉舎町海田原字殿平、字南田、字迫田及び字長畑山、吉舎町矢井字小迫、字塩ヶ崎及び字西見ヶ山、吉舎町敷地字下矢井、字萩谷、字北野ヶ山、字右谷、字鷲尾、字番匠及び字鴻鳥、三良坂町長田字嵯峨山及び字福丸、向江田町、向江田町字高保、字上陣、字中ヶ山、字権現及び字鳥居ヶ山、和知町及び和知町字白鳥並びに四拾貫町、四拾貫町字三重及び字風呂ノ谷地内

⑵　使用の部分　広島県世羅郡世羅町大字三尻字大柳及び字大柳山、大字東上原字杉谷、字西原、字高森、字宇根造及び字影政、大字赤屋字岩神及び字幡藤並びに大字別迫字摺屋地内

広島県三次市吉舎町敷地字鴻鳥及び字鼈住、三良坂町長田字嵯峨山並びに向江田町及び向江田町字高保地内

2　第2の2に係る事業

⑴　収用の部分　広島県三次市和知町字白鳥並びに四拾貫町、四拾貫町字三重及び字堂ノ奥地内

⑵　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

⑴　第2の1に係る事業

申請に係る事業は、広島県尾道市木之庄町木梨字友永奥地内から三次市四拾貫町地内までの延長49.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う附帯工事」（以下「本件国事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件国事業のうち、「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事」（以下「国本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、国本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。国本体事業の施行により遮断される一級河川の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。国本体事業の施行により遮断される農業用道路の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。国本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

⑵　第2の2に係る事業

申請に係る事業は、広島県三次市和知町字白鳥地内から同市四拾貫町地内までの間における「高速自動車国道中国縦貫自動車道改築工事（三次ジャンクション（仮称）新設工事）」（以下「本件西日本会社事業」という。）である。

本件西日本会社事業は道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件国事業及び本件西日本会社事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

⑴　第2の1に係る事業

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件国事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

⑵　第2の2に係る事業

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の改築について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法